

津市監第248号  
平成22年8月19日

津市長 松田直久様

津市監査委員	渡邊	昇
津市監査委員	駒田	修一
津市監査委員	杉谷	育生
津市監査委員	岡	幸男

平成21年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成21年度津市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について、別添のとおり提出します。



平成 21 年 度

津市健全化判断比率及び資金不足比率  
審 査 意 見 書

津 市 監 査 委 員



## 目 次

### 《健全化判断比率・資金不足比率の概要》

第1 健全化判断比率の概要	1
第2 資金不足比率の概要	4

### 《平成21年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見》

第1 審査の対象	5
第2 審査の期間	5
第3 審査の方法	6
第4 審査の結果	6

1 健全化判断比率	7
（1）実質赤字比率	7
ア 審査の結果	7
イ 審査の概要	7
（2）連結実質赤字比率	9
ア 審査の結果	9
イ 審査の概要	9
（3）実質公債費比率	12
ア 審査の結果	12
イ 審査の概要	12
ウ 所 見	13
（4）将来負担比率	15
ア 審査の結果	15
イ 審査の概要	15
ウ 所 見	16
2 資金不足比率	18
（1）津市水道事業会計に係る資金不足比率	18
ア 審査の結果	18
イ 審査の概要	18
（2）津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率	20
ア 審査の結果	20
イ 審査の概要	20
（3）津市駐車場事業会計に係る資金不足比率	21
ア 審査の結果	21

イ	審査の概要	21
(4)	津市農業共済事業会計に係る資金不足比率	22
ア	審査の結果	22
イ	審査の概要	22
(5)	津市風力発電事業特別会計に係る資金不足比率	23
ア	審査の結果	23
イ	審査の概要	23
(6)	津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率	24
ア	審査の結果	24
イ	審査の概要	24
(7)	津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率	26
ア	審査の結果	26
イ	審査の概要	26
(8)	津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率	27
ア	審査の結果	27
イ	審査の概要	27

## 凡 例

- 1 文中及び表中に用いる健全化判断比率及び資金不足比率の算定に係る数値は、算定要領上の端数処理により表示した。したがって、平成21年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算等審査意見書及び平成21年度津市公営企業会計決算審査意見書に表示した数値と一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」・・・該当比率がないもの
  - 「△」・・・負数のもの

## 健全化判断比率・資金不足比率の概要

### 第1 健全化判断比率の概要

#### 1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「一般会計等の実質赤字額」は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額である。

「実質赤字額」は、繰上充用額（形式赤字額＋（制度上の繰越額－未収入特定財源の額））、支払繰延額及び事業繰越額の合計額である。

#### 2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「連結実質赤字額」は、次のイとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合において、その超える額である。

イ 一般会計及び公営企業（法適用企業・法非適用企業をいう。以下同じ。）

以外の特別会計における実質赤字額の合計額

ロ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の不足額の合計額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額。

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額。

※ 「解消可能資金不足額」は、事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる場合に、資金の不足額から控除する一定の額。

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計における実質黒字額の合計額

「実質黒字額」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額を超える場合は、その超える額。

ニ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の剰余額の合計額

※ 法適用企業の「資金の剰余額」は、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）が、流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額。

※ 法非適用企業の「資金の剰余額」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額。

### 3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「準元利償還金」は、次のイからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還した場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 一部事務組合等への負担金等のうち一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

「基準財政需要額算入額」は、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額。将来負担比率において同じ。

### 4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金の額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額」は、次のイからチまでの合計額

イ 一般会計等の平成 21 年度末における地方債の現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額



- ハ 一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に充てるための一般会計等の負担見込額
  - ニ 一部事務組合等の地方債の償還に充てるための負担見込額
  - ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 「充当可能基金の額」は、イからへまでの負担見込額等に充当可能な基金の額
- 「特定財源見込額」は、イからニまでの負担見込額等に充当可能な特定歳入見込額

## 5 参 考

### (1) 早期健全化基準

財政健全化法施行令第7条で定める財政の早期健全化（財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、健全化判断比率のいずれかが、健全化判断比率ごとに定められた早期健全化基準以上である場合（財政再生基準以上である場合を除く。）は、財政健全化計画を定めなければならない。

### (2) 財政再生基準

財政健全化法施行令第8条で定める財政の再生（財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（これを「再生判断比率」という。）のいずれかが、再生判断比率ごとに定められた財政再生基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければならない。

## 第2 資金不足比率の概要

### 1 資金不足比率

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模の額}}$
--

「資金の不足額」（公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの））は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債の額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額。

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額。

「事業の規模の額」は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額。

※ 法非適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額。

### 2 参 考

経営健全化基準は、財政健全化法施行令第19条で定める公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、平成21年度の決算に係る資金不足比率が、経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。

# 平成 21 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

審査の対象は、次の平成 21 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 資金不足比率

- (1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率
- (2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率
- (3) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率
- (4) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率
- (5) 津市風力発電事業特別会計に係る資金不足比率
- (6) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率
- (7) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率
- (8) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率

## 第 2 審査の期間

### 1 健全化判断比率

健全化判断比率の審査の期間は、平成 22 年 7 月 29 日から同年 8 月 17 日までである。

### 2 資金不足比率

資金不足比率の審査の期間は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用する公営企業（これを「法適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、平成 22 年 6 月 24 日から同年 8 月 17 日まで、同法を適用しない公営企業（これを「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、同年 7 月 7 日から同年 8 月 17 日までである。

### 第3 審査の方法

審査の方法は、健全化判断比率及び資金不足比率について、主に次の諸点に着眼し、算定基礎書類の数値の根拠となる資料により照合審査するとともに、関係職員の説明を求め、平成21年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び平成21年度津市公営企業会計決算の審査の結果も参考とした。

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率は、財政健全化法に基づき適正に算定されているか。
- 2 算定基礎書類に記載された数値は、正確に算定されているか。
- 3 算定過程における判断は、客観的妥当性を有するものであるか。

### 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎書類の審査の結果は、次に記載したとおりである。

# 1 健全化判断比率

## (1) 実質赤字比率

### ア 審査の結果

実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 実質赤字比率 (単位：%)

決算年度		実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 21 年度		—	11.25	20.00
参	平成 20 年度	—		
考	増 減	—		

### イ 審査の概要

実質赤字比率は、一般会計等（津市一般会計、津市土地区画整理事業特別会計、津市住宅新築資金等貸付事業特別会計、津市定額給付金給付等事業特別会計をいう。以下同じ。）の実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合算額）を、標準財政規模の額（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。）で除して得た数値となる。

審査に付された実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、繰上充用額について見ると、一般会計等相互間の繰入れ・繰出しによる重複額を控除した純計による歳入の合計額は 1,047 億 653 万 5 千円、歳出の合計額は 1,027 億 8,621 万 3 千円で、形式収支額は 19 億 2,032 万 2 千円となる。

そして、形式収支額から平成 22 年度へ繰り越すべき財源（以下「繰越財源」という。）6 億 6,640 万 6 千円（継続費逓次繰越額及び繰越明許費繰越額の合計額 24 億 2,575 万円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額 17 億 5,934 万 4 千円を差し引いた額）を控除した額は 12 億 5,391 万 6 千円となり、繰上充用額は生じていない。

さらに、支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支は 12 億

5,391万6千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

なお、実質収支額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 実質収支額の状況 (単位：千円・%)

区	分	金額等
一般会計等の歳入合計額 (A)		104,706,535
一般会計等の歳出合計額 (B)		102,786,213
形式収支額 (C) (A) - (B)		1,920,322
繰越財源の額 (D) (E) + (F) - (G)		666,406
	継続費通次繰越額 (E)	20
	繰越明許費繰越額 (F)	2,425,730
	未収入特定財源の額 (G)	1,759,344
形式収支額 - 繰越財源の額 (H) (C) - (D)		1,253,916
支払繰延額・事業繰越額 (I)		0
実質収支額 (J) (H) - (I)		1,253,916
内 訳	津市一般会計	1,952,277
	津市土地区画整理事業特別会計	△663,311
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	△35,050
	津市定額給付金給付等事業特別会計	0
標準財政規模の額 (K)		64,946,399
	うち臨時財政対策債発行可能額	4,199,172
実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (J) ÷ (K)		1.93

## (2) 連結実質赤字比率

### ア 審査の結果

連結実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 連結実質赤字比率

（単位：％）

決算年度		連結実質赤字比	早期健全化基準	財政再生基準
平成 21 年度		—	16.25	40.00
参考	平成 20 年度	—		
	増 減	—		

### イ 審査の概要

連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計（津市椋本財産区特別会計を除く。以下同じ。）における実質赤字額と公営企業の特別会計における資金の不足額の合計額が、これらの会計の実質黒字額と資金の剰余額の合計額を超える場合、その超える額（これを「連結実質赤字額」という。）を、標準財政規模の額で除して得た数値となる。

審査に付された連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、一般会計等については、実質赤字比率で見たように、実質収支は 12 億 5,391 万 6 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計について見ると、津市国民健康保険事業特別会計等の 5 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳入の合計額は 850 億 7,795 万円、歳出の合計額は 846 億 2,591 万円で、形式収支額は 4 億 5,204 万円となる。

そして、繰越財源の額、支払繰延額及び事業繰越額はなく、

実質収支は 4 億 5,204 万円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、公営企業の特別会計について見ると、まず、法適用企業の特別会計は、津市水道事業会計等の 4 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の流動負債の合計額は 10 億 8,880 万 8 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、一方、流動資産の合計額は 68 億 3,576 万 4 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなから、57 億 4,695 万 6 千円の剰余額が生じることになる。

さらに、法非適用企業の特別会計は、津市風力発電事業特別会計等の 4 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳出の合計額は 141 億 9,895 万 1 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はなく、一方、歳入の合計額は 142 億 5,633 万 4 千円で、繰越財源の額 3,958 万 8 千円（繰越明許費繰越額 8 億 1,048 万 4 千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額 7 億 7,089 万 6 千円を差し引いた額）を控除すると、歳入相当額は 142 億 1,674 万 6 千円となることから、1,779 万 5 千円の剰余額が生じることになる。

したがって、公営企業の特別会計の実質収支は 57 億 6,475 万 1 千円の剰余額が生じることになり、資金の不足額は生じていない。

以上のとおり、これらの会計を連結した実質収支は 74 億 7,070 万 7 千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。なお、連結実質収支額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。



表 2 連結実質収支額の状況

(単位：千円・%)

区 分		金 額 等	
一般会計等 (注)	津市一般会計	1,253,266	
	津市土地区画整理事業特別会計	639	
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	11	
	津市定額給付金給付等事業特別会計	0	
	合 計	1,253,916	
特別会計 公営企業 以外の	津市国民健康保険事業特別会計	△94,548	
	津市介護保険事業特別会計	333,501	
	津市後期高齢者医療事業特別会計	50,548	
	津市老人保健医療事業特別会計	2,434	
	津市モーターボート競走事業特別会計	160,105	
	合 計	452,040	
公営企業の 特別会計	法適用企業	津市水道事業会計	5,343,758
		津市工業用水道事業会計	118,302
		津市駐車場事業会計	12,268
		津市農業共済事業会計	272,628
		小 計	5,746,956
	法非適用企業	津市風力発電事業特別会計	15,889
		津市簡易水道事業特別会計	1
		津市農業集落排水事業特別会計	176
		津市下水道事業特別会計	1,729
		小 計	17,795
	合 計	5,764,751	
連結実質収支額 (A)		7,470,707	
標準財政規模の額 (B)		64,946,399	
うち臨時財政対策債発行可能額		4,199,172	
連結実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (A) ÷ (B)		11.50	

(注)純計ではない。

### (3) 実質公債費比率

#### ア 審査の結果

実質公債費比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、実質公債費比率は、早期健全化基準未満である。

表 1 実質公債費比率 (単位：%)

決算年度		実質公債費比率	早期健全化基準	財政再生基準
平成 21 年度		13.0	25.0	35.0
参考	平成 20 年度	13.4		
	増 減	△0.4		

#### イ 審査の概要

実質公債費比率は、地方債の元利償還金のほか、元利償還金に準ずるもの（これを「準元利償還金」という。）を含めた実質的な公債費相当額から充当可能特定財源の額及び地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（これを「基準財政需要額算入額」という。将来負担比率において同じ。）を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値の3か年の平均値となる。

そこで、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査したところ、一部の算定項目の数値に算定誤りがあった。

これらの数値が審査の段階で訂正された結果、審査に付された実質公債費比率 13.0 パーセントに影響はなく（ただし、将来負担比率の訂正の一要因となった。）、前年度と比較すると、0.4 ポイント低下している。

実質公債費比率の低下の要因は、標準財政規模の額の増加などにより、実質公債費比率の算定上の分母となる額が7億5,537万7千円増加する一方、地方債の元利償還金の減少などにより、分子となる額が6億8,020万5千円減少したためである。

なお、実質公債費比率の算定状況を示すと表 2 のとおりであるが、次年度の算定に向けて検討を求める事項は、次の所見の

とおりである。

#### ウ 所 見

充当可能特定財源に係る「都市計画税充当可能額」の算定項目である「都市計画事業費（一般会計等分）」について、土地区画整理事業費の算定に当たり、一般会計の繰出金から地方債の償還額を控除した額をもって算定していたが、算定上の記載要領によると、「一般会計等」が負担する全ての費用（ただし、地方債の償還額、事業終了後の維持管理費等を除く。）をもって算定するよう定めていることから、関係する算定項目を含め、算定方法の見直しを検討されたい。

表 2 実質公債費比率の算定状況

(単位：千円・%)

区 分	年 度		
	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
公債費相当額 (A) (B) + (C)	17,693,128	18,096,579	17,408,851
地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)(B)	12,627,471	12,946,071	13,017,835
準元利償還金(C)	5,065,657	5,150,508	4,391,016
充当可能特定財源の額(D)	1,769,854	1,867,552	1,931,544
基準財政需要額算入額(E)	9,095,513	8,721,061	8,229,178
公債費相当額 - (充当可能特定財源の額 + 基準財政需要額算入額)(F) (A) - {(D) + (E)}	6,827,761	7,507,966	7,248,129
標準財政規模の額(G)	64,946,399	63,816,570	62,565,574
うち臨時財政対策債発行可能額	4,199,172	2,705,614	2,888,590
標準財政規模の額 - 基準財政需要額算入額(H) (G) - (E)	55,850,886	55,095,509	54,336,396
実質公債費比率(単年度) (F) ÷ (H)	12.2	13.6	13.3
実質公債費比率(3か年平均)	13.0		

#### (4) 将来負担比率

##### ア 審査の結果

将来負担比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、将来負担比率は、早期健全化基準未満である。

表 1 将来負担比率 (単位：%)

決算年度		将来負担比率	早期健全化基準
平成 21 年度		103.8	350.0
参	平成 20 年度	117.5	
考	増 減	△13.7	

##### イ 審査の概要

将来負担比率は、本市の債務のほか、津市土地開発公社の負債額等を対象に、本市の一般会計等における将来負担を明らかにしようとするもので、その算定方法は、将来負担額から充当可能財源等の額を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値となる。

そこで、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査したところ、将来負担額に係る「一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」の算定に係る実質公債費比率に係る下水道事業特別会計の「準元利償還金算入額」、農業集落排水事業特別会計に係る「元利償還金に対する繰出基準額」のほか、「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額」、充当可能財源に係る「地方債を財源とする貸付金の償還金」などに算定誤りがあった。

これらの数値が審査の段階で訂正された結果、当初審査に付された将来負担比率は 104.2 パーセントであったものが、103.8 パーセントに訂正され、前年度と比較すると、13.7 ポイント低下している。

将来負担比率の低下の要因は、標準財政規模の額の増加などにより、将来負担比率の算定上の分母となる額が 7 億 5,537 万 7 千円増加する一方、地方債の現在高の減少などにより、将来負

担額が約 98 億 9,802 万 5 千円減少し、分子となる額が約 67 億 3,686 万 9 千円減少したためである。

なお、将来負担比率の算定状況を示すと表 2 のとおりであるが、次年度の算定に向けて検討を求める事項は、次の所見のとおりである。

#### ウ 所 見

充当可能特定財源に係る都市計画税の「充当見込額」の算定項目である「都市計画事業費」について、土地区画整理事業費の算定に当たり、一般会計の繰出金から地方債の償還額を控除した額をもって算定していたが、算定上の記載要領によると、「一般会計等」が負担する全ての費用（ただし、地方債の元金償還金等、事業終了後の維持管理費等を除く。）をもって算定するよう定めていることから、関係する算定項目を含め、算定方法の見直しを検討されたい。

表2 将来負担比率の算定状況

(単位：千円・%)

区 分		金 額 等
将 来 負 担 額	地方債の現在高	96,966,042
	債務負担行為に基づく支出予定額	3,411,742
	公営企業債等繰入見込額	74,111,716
	一部事務組合等負担見込額	0
	退職手当負担見込額	25,331,078
	設立法人の負債額等負担見込額	1,913,220
	連結実質赤字額	0
	一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額	0
	小 計 (A)	201,733,798
の 充 額 当 可 能 財 源 等	充当可能基金の額	22,665,319
	特定歳入見込額	13,713,236
	基準財政需要額算入見込額	107,346,740
	小 計 (B)	143,725,295
将来負担額－充当可能財源等の額 (C) (A)－(B)		58,008,503
標準財政規模の額 (D)		64,946,399
	うち臨時財政対策債発行可能額	4,199,172
基準財政需要額算入額 (E)		9,095,513
標準財政規模の額－基準財政需要額算入額 (F) (D)－(E)		55,850,886
将来負担比率 (C)÷(F)		103.8

## 2 資金不足比率

### (1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率

#### ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 21 年度		—	20.0
参考	平成 20 年度	—	
	増 減	—	

#### イ 審査の概要

資金不足比率は、資金の不足額を、事業の規模の額で除して得た数値となる(以下各会計に係る資金不足比率において同じ)。

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 21 年度津市水道事業会計決算における流動負債の額は 8 億 633 万 6 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債(以下「算入地方債」という。)の現在高はなく、一方、流動資産の額は 61 億 5,009 万 4 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、53 億 4,375 万 8 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。



表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区	分	金額等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C)	6,150,094
	流動資産の額 (B)	6,150,094
	控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F)	806,336
	流動負債の額 (E)	806,336
	控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)		0
資金の剰余額 (H)	(A) - (D) - (G)	5,343,758
事業の規模の額 (I)		6,165,545
資金の剰余額の事業の規模の額に対する比率 (以下各会計に係る資金不足比率において「資金の剰余率」という。)	(H) ÷ (I)	86.67

## (2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率

### ア 審査の結果

資金不足比率(表1参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成21年度	—	20.0
参考 平成20年度	—	
増減	—	

### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成21年度津市工業用水道事業会計決算における流動負債の額は38万9千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、流動資産の額は1億1,869万1千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、1億1,830万2千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	118,691
流動資産の額 (B)	118,691
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	389
流動負債の額 (E)	389
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	118,302
事業の規模の額 (I)	21,600
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	547.69

### (3) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率

#### ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成 21 年度	—	20.0
参考 平成 20 年度	—	
増 減	—	

#### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 21 年度津市駐車場事業会計決算における流動負債の額は 1,139 万 4 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、流動資産の額は 2,366 万 2 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなから、1,226 万 8 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	23,662
流動資産の額 (B)	23,662
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	11,394
流動負債の額 (E)	11,394
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	12,268
事業の規模の額 (I)	247,955
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	4.95

#### (4) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率

##### ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率

(単位：%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成 21 年度	—	20.0
参考 平成 20 年度	—	
増 減	—	

##### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 21 年度津市農業共済事業会計決算における流動負債の額は 2 億 7,068 万 9 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、流動資産の額は 5 億 4,331 万 7 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなしことから、2 億 7,262 万 8 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C) 543,317
流動資産の額 (B)	543,317
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F) 270,689
流動負債の額 (E)	270,689
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H)	(A) - (D) - (G) 272,628
事業の規模の額 (I)	179,942
資金の剰余率	(H) ÷ (I) 151.51

(5) 津市風力発電事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
平 成 2 1 年 度	—	20.0
参 平 成 2 0 年 度	—	
考 増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 21 年度津市風力発電事業特別会計決算における歳出額は 9,737 万 7 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 1 億 1,326 万 6 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はないことから、1,588 万 9 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金 額 等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	113,266
歳入額 (B)	113,266
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	97,377
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A) - (D) - (E)	15,889
事業の規模の額 (G)	93,626
資金の剰余率 (F) ÷ (G)	16.97

## (6) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率

### ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率

(単位:%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成 21 年度	—	20.0
参考 平成 20 年度	—	
増 減	—	

### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 21 年度津市簡易水道事業特別会計決算における歳出額は 7 億 859 万 5 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 7 億 1,117 万円で、繰越財源の額 257 万 4 千円（繰越明許費繰越額 742 万円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額 484 万 6 千円を差し引いた額）を控除すると歳入相当額は 7 億 859 万 6 千円となることから、1 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区 分	金 額 等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	708,596
歳入額 (B)	711,170
控除すべき繰越財源の額 (C) (D) - (E)	2,574
繰越明許費繰越額 (D)	7,420
未収入特定財源の額 (E)	4,846
歳出額 (F)	708,595
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (F) - (G)	1
事業の規模の額 (I)	52,214
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	0.00

(7) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位: %)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成 21 年度	—	20.0
参考 平成 20 年度	—	
増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 21 年度津市農業集落排水事業特別会計決算における歳出額は 5 億 3,840 万 1 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 5 億 3,857 万 7 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなことから、17 万 6 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりである。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位: 千円・%)

区 分	金額等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	538,577
歳入額 (B)	538,577
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	538,401
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A) - (D) - (E)	176
事業の規模の額 (G)	130,952
資金の剰余率 (F) ÷ (G)	0.13



## (8) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率

### ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率

(単位：%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準
平成 21 年度		—	20.0
参	平成 20 年度	—	
考	増 減	—	

### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 21 年度津市下水道事業特別会計決算における歳出額は 128 億 5,457 万 8 千円で、算入地方債の現在高はなく、一方、歳入額は 128 億 9,332 万 1 千円で、繰越財源の額 3,701 万 4 千円（繰越明許費繰越額 8 億 306 万 4 千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債）の合計額 7 億 6,605 万円を差し引いた額）を控除すると、歳入相当額は 128 億 5,630 万 7 千円となることから、172 万 9 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区 分	金 額 等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	12,856,307
歳入額 (B)	12,893,321
控除すべき繰越財源の額 (C) (D) - (E)	37,014
繰越明許費繰越額 (D)	803,064
未収入特定財源の額 (E)	766,050
歳出額 (F)	12,854,578
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (F) - (G)	1,729
事業の規模の額 (I)	2,573,932
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	0.07